

議案参考資料

[令和3年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第51号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による、介護保険第1号保険料の減免について、次のとおり取り扱うこととします。

1 対象者：次の①又は②の第1号被保険者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のi及びiiに該当する第1号被保険者
 - i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 減免の対象とする保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、年金の支払日)が設定されているもの。

(施行期日：公布の日(適用は令和3年4月1日から))

背景・経過

介護保険法(平成9年法律第123号)第142条の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険料の減免を行うことができるとされております。桐生市では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、減免措置を行っているところです。

厚労省から、令和3年度における減免措置に対する財政支援について通知があったことから、令和3年度においても同様の減免を行おうとするものです。